

## 公益社団法人国際人材研修機構 役員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規定は、公益社団法人国際人材研修機構（以下「この法人」という。）の定款第28条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。なお、役員には費用を弁償することができる。

### (理事会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したときは別表1により、報酬を支払うことができる。

### (代表理事等の報酬)

第4条 代表理事が、理事会以外の日において、法人業務及び法人が実施する公益目的事業の運営のための業務にあつた場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において、法人業務及び法人が実施する公益目的事業の運営のために業務にあつた場合は別表2により報酬を支払うことができる。

### (監事の報酬)

第5条 監事が監査の業務にあつた場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

### (出張旅費)

第6条 役員が法人業務のため出張する場合は、出張規程に拠るものとする。

### (報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあつた立替金、積立金等を控除して支給する。

**(費用)**

第8条 この法人は、役員がその職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前以って支払うものとする。

**(公表)**

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

**(改廃)**

第10条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附則 この規程は、公益社団法人国際人材研修機構が公益認定を受けた日から施行する。

附則 この規程は、令和元年7月9日から施行する。

附則 この規程は、令和2年6月26日から施行する。

別表1（第3条関係）

名 称	報 酬
理事会出席報酬	無償

別表2（第4条及び第5条関係）

名 称	報 酬
代表理事業務報酬	20万円
理事業務報酬	無償
監事業務報酬	無償